

神奈川県環境農政局所管公共事業の事後評価実施要領

第1 目的

この要領は、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、環境農政局が所管する公共事業の当該事業完了後に実施する評価（以下「事後評価」という。）について必要な事項を定める。

事後評価は、事業完了後の事業の効果及び周辺環境への影響等について評価し、その結果を今後実施する事業の計画や、実施中の事業に反映させることを目的とする。

第2 事後評価の対象とする事業

対象とする事業は、環境農政局が所管する以下の事業（災害復旧事業及び施設の維持管理に係る事業を除く。）のうち、全体事業費が5億円以上のもの及び過去において再評価（「神奈川県環境農政局所管公共事業の再評価実施要領」に基づく再評価をいう。）を実施した事業とし、評価を実施する場合の事業の単位は、過去において再評価を実施した事業にあっては、原則として再評価における単位を基本とする。

- （1）国が所管する補助事業及び交付金事業（以下「国庫補助事業等」という。）
- （2）管理に係る事業等を除く県単独建設事業（以下「県単独事業」という。）

2 過去に実施した事後評価の結果、再度事後評価を実施することとされた事業についても事後評価を実施する。

この場合において、再度事後評価を実施することとされた事業とは、以下の事業をいう。

- （1）今後引き続き効果の発現状況を監視し、再度事後評価を実施することとされた事業
- （2）十分な効果の発現が認められず、対応策を検討したうえ、再度事後評価を実施することとされた事業

第3 事後評価の実施時期

事後評価の実施時期は、原則として次のとおりとする。

- （1）事業が完了した日から起算して、5年が経過する日の属する年度に事後評価を実施する。
- （2）過去に実施した事後評価の結果、再度事後評価を実施することとされた事業については、個別に実施時期を定めて実施する。
- （3）（1）及び（2）のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により事後評価の実施が必要と認められる場合においては、必要に応じ実施時期を定めて実施する。

- (4) 第 5 に掲げる公共事業評価委員会の円滑な運営及び充実した意見聴取を目的として、各年度の対象事業数を平準化する場合は、(1) に規定する年度より前の年度に事後評価を行うものとする。

第 4 対応方針の決定及び結果等の公表

(1) 対応方針の決定

事業実施課は、事後評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理を行い、事後評価を行うために必要な資料を作成し、今後の事後評価の実施の必要性について検討を行い、事後評価を今後さらに実施するかどうかの対応方針の案を作成する。この場合において事業完了後の管理主体が事業実施課と異なる事業にあっては、事業実施課は、今後の事後評価の実施の必要性について、管理主体と調整を行う。

環境農政局内に設置する環境農政局公共事業評価検討会議は、対応方針の案について第 5 に示す神奈川県環境農政局公共事業評価委員会に対し意見を求め、当該意見を尊重して、環境農政局長に報告の上、環境農政局の対応方針を決定する。

(2) 評価結果等の公表

環境農政局公共事業評価検討会議は、評価結果、対応方針等について、結論に至った経緯や評価の根拠等とともに公表する。

第 5 神奈川県環境農政局公共事業評価委員会

県は、事後評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される神奈川県環境農政局公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を聴き、対応を図るものとする。

- (1) 委員会は、事後評価を実施する全ての事業の対応方針の案について討議するものとする。
- (2) 委員会は、対応方針の案について討議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行うものとする。
- (3) 討議方法は委員会が決定する。その際、討議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

第 6 事後評価の方法等

(1) 事後評価の視点

事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- イ 事業効果の発現状況
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

(2) 評価手法の設定

国の事業評価実施要領等に準じて実施するものとする。

(3) 評価調書

事後評価は、各事業実施課が作成する別紙の事後評価調書に基づき行う。

第 7 その他

総務室長及び事業実施課の長は、本要領に基づき、各事業毎の事後評価についての実施要領の細目を必要に応じて定めることができるものとする。

附則

本要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附則

本要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

年度 事後 評価 調 書

所 管 課	
作成年月日	

事業番号																			
事業区分			事業名																
箇所名			施工位置																
事業概要	工 期	最 終 当 初	全 体 事 業 費	最 終 当 初	百万円 (負担率：国 %：県 %：他 %)														
					百万円 (負担率：国 %：県 %：他 %)														
事業計画等の概要	<p>(1) 事業目的</p> <p>(2) 事業内容</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="padding: 5px;">工種名等</th> <th colspan="2" style="padding: 5px;">事業量 (数量・延長等)</th> </tr> <tr> <th style="padding: 5px;">計 画</th> <th style="padding: 5px;">実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 事業計画策定の背景</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 計画時の状況</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 必要性</p>					工種名等	事業量 (数量・延長等)		計 画	実 績									
工種名等	事業量 (数量・延長等)																		
	計 画	実 績																	

1 社会経済情勢等の変化と対応

項目	計画時の状況	現在の状況
社会経済情勢等		
受益地(者)等の状況		
他の公共施設・公共事業等との関連		
その他の項目		

2 事業完了後の効果の発現状況について

(1) 直接的効果

(2) 副次的効果

3 環境配慮の内容及び事業実施による環境の変化

(1) 事業実施における自然環境に対する考え方

(2) 事業実施による周辺の自然環境の変化

項目	計画時の状況	完了後の効果・変化等

4 費用対効果分析の概要

5 事業により整備された施設の管理状況及び将来における維持の方針

(1) 施設の管理状況

(2) 施設の維持の方針

(3) 課題と対応策

((4) 施設を譲渡した場合の管理にかかる留意点)

((5) 維持管理費用)

6 地元意見の内容

(1) 意見の聴取方法

(2) 意見の内容

7 課題

項目	事業完了後に気が付いた点	既に講じている措置及び改善状況 又は、今後の対応策

8 総合的な評価と事後評価を踏まえた対応

(1) 総合的な評価

(2) 同種事業へ反映していくべき点

(3) 過去の事後評価結果から当該事業に反映した点と効果

事業概要図、事業関連図、現況説明写真（現地調査を行わない箇所にあつては、周囲の概況・全体像が分かるものを含めて）、費用対効果分析総括表を添付してください。

【共通事項】

ポイントになる部分は下線を引いてください。

適時、項目、欄を追加して記載ください。

次の視点に基づき、具体的に記載してください。

- ・ 定量的な効果のみではなく、定性的（環境への影響等）な効果についても記載しているか
- ・ 当初の事業の目的とおりに事業が進捗しているか
- ・ 事業目的に沿った評価をしているか
- ・ 社会情勢等の変化に対応しているか
- ・ 自然環境の変化に対する考え方を記載しているか